

外国生まれの方と働く職場のための 結核の基礎知識

相模原市健康福祉局保健衛生部
疾病対策課
(2024年6月作成)



■職場の管理者の皆さまへ

日本で診断された結核患者のうち、**外国生まれの人の占める割合は約10%**です。

特に若い世代での発病が目立ち、その多くが結核蔓延国（東南アジア、アフリカ地域など）の出身です。

相模原市には学生、技能実習生など色々な立場の外国生まれの人が生活しています。

こうした結核患者の状況を聞き取ると、言葉の問題、医療制度や文化の違い、経済的・社会的問題により、**医療や保健へのアクセスの遅れや困難が目立ちます。**

皆さまとその身近な人を結核から守るためにも、結核の正しい知識を持つことが大切です。

このパンフレットでは、外国生まれの人が働く職場の方を対象に、結核について知っていただくことを目的に作成しました。皆さまのお役に立てれば幸いです。

■結核の基礎知識■

★どうやって感染する？

菌を出している肺結核患者の結核菌を周りの人が直接吸い込み、肺の奥まで吸い込まれて定着感染します。これを「空気感染」といいます。

※**すべての結核患者が結核菌を排出するわけではありません。**

★感染とは？

吸い込まれた結核菌が肺（肺胞）に定着した状態です。

自分の免疫の働きで結核菌を抑え込み、発病はしないため、症状はなく、人にはうつしません。

★発病とは？

感染した人のうち、約1-2割の人が、結核菌が活発化し、咳や痰などの症状をおこします。

★治療はあるの？

結核と診断された場合、複数の抗結核薬を6か月から9か月の間、毎日きちんと飲めば治ります。

※**自己判断で途中で薬をやめると、完全に治りきらず、**

逆に結核耐性菌を作り出して治療がより難しくなる可能性があります。

そのため、患者さんの服薬管理をする仕組みがあります（DOTS 8ページ記載）

■結核を見つけるためには■

★こんな症状が出たら、 ⇒疑うときはすぐに受診を！

- ・「咳」「痰」が2週間以上続く場合は要注意
- ・咳や痰がなく、身体のだるさ、体重減少、食欲のなさだけが続くこともあります
- ・結核の症状は風邪と似ているため、気がつかないうちに病状が進行し、他の人へ感染する状態になってしまうことがあります。

⇒このような症状に気づいたら、本人に声掛けし、早めの受診を促すか、付き添い受診を検討ください。

★1年に1回は胸部エックス線検査を

外国生まれの結核患者のうち、健診で発見された割合は31.2%（2020年）でした。

⇒健診で要精密検査の連絡があった場合は、速やかに医療機関への受診を促してください。入職後、できるだけ早期に健診の機会を持つと、さらに良いでしょう。



胸部写真検査で要精査と連絡があったら、 次の準備をおねがいします。



★本人へ以下の説明をお願いします。

- ・病院で検査を受ける必要があること。何回も受診する必要があること

★受診先医療機関を決めてください。

- ・胸のエックス線検査の異常は、内科（できれば呼吸器内科）が良いでしょう。
- ・胸部CT検査が可能な病院だとさらに良いです。

★本人の日本語の理解に応じて、通訳ができる人の付き添い受診の調整をしてください。

★受診の持ち物：保険証、現金（1万円位）、検査結果のデータ、（あれば紹介状）

★医師に確認し、結核が疑われる場合は、検査結果が確定するまでは仕事は停止させましょう

★ルームメイトがいたら本人は個室に移動させ、窓を開けて換気を十分にするよう説明しましょう。

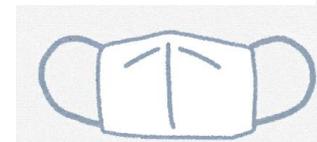
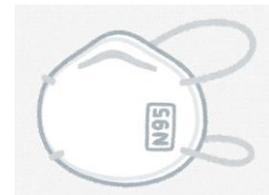
★車で受診する場合は、窓を開けて換気を良く、

付き添いの人⇒N95マスク、本人⇒サージカルマスクをつけましょう。

★病院では、次の検査をおこなうことがあります。

痰の検査：人にうつす危険があるかを調べます。

胸部CT検査：治療が必要かどうかを調べます。



■結核と診断されても、毎日飲めば治ります！

①人にうつす可能性がある⇒入院が必要

- ★入院期間は2-3か月ほど、その間は仕事は停止となります。
- ★治療は、複数の抗結核薬の内服を6か月から9か月を続けます。
- ★退院は、痰の検査で感染性が消失したことを確認した時となります。
- ★退院後も、職種によってはすぐに仕事に行けない場合があります。
就業制限がある場合は、主治医か保健所へ相談してください。



②人にうつす可能性がない⇒外来治療が必要（退院後も外来通院となります）

- ★治療は複数の抗結核薬の内服を6か月から9か月を続けます。
- ★毎日忘れずに、薬を飲む必要があります。
- ★月に1度は通院の必要があります。
- ★服薬状況の確認のため、保健所と月に1回から4回ほどの連絡をとる必要があります。
- ★治療開始後も仕事が可能な場合は、職種も関係しますので、まずは主治医に確認し、保健所に相談してください。

◎結核の治療費用は「結核患者医療費公費負担申請書」を提出すれば、治療費の一部を国と市が負担する公的負担がうけられます。詳しくは8ページに記載する感染症対策課までご連絡ください。

<入院費用の公費負担>

健康保険 70%

公費負担
30%

*公費負担に含まれないもの：
レンタル病衣費用、希望して購入したもの、サービスで
依頼したもの（洗濯）、テレビカードなど

保険診療分は結核
以外の分も含む

<外来の時の公費負担>

健康保険 70%

公費負担
25%

自己負
担分
5%

*公費負担に含まれないもの：
初診料、再診料、結核治療以外の検査や治療、抗結核薬
以外の処方薬

結核治療薬、
結核に関わる検査

■DOTS（ドッツ）■

結核の治療は基本的に、抗結核薬の内服をおこないます。耐性結核菌を作らないためにも、飲み忘れなく、確実に治療を継続することが大変重要です。

患者さんが治療開始から終了まで、医療従事者などが服薬を見守る仕組みを、DOTS（ドッツ）といい、患者の環境に応じて、保健所、職場、薬局や家庭など複数の関係者と協力して、患者さんが薬を適切に飲み治療継続の支援を行います。

■接触者健診について■

患者が診断され、保健所に発生届が出された後、感染拡大防止のため、患者の接触者に対して感染や発病の有無を調べる健診を行うことがあります。

具体的には、患者の診断後、医療機関が結核発生届を保健所へ提出します。保健所は患者や医療機関から情報を収集し、接触者健診の対象者と方法を決定し、保健所や指定の医療機関で検査を実施します。

★接触者健診の検査方法

- ・血液検査：結核感染の有無を調べる
- ・胸部エックス線検査：結核の発病を調べる

⇒検査に適切な時期よりも**急いで検査をすると、感染の有無を正確に判断できないことがあります。**そのため、健診の実施時期は保健所から案内します。



【お問合せ先】

相模原市保健所 疾病対策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

☎042-769-7201